（電子情報処理組織による届出の方式等）

第十三条　前条の規定による届出（以下単に「届出」という。）については、同条の規定にかかわらず、電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。

2　前項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行う者は、当該届出を書面により行うときに記載すべきこととされている事項を、その届出を行う者の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならない。

3　第一項の規定により電子情報処理組織を使用して届出を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号に規定する電子署名をいう。）を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同条第二項第二号に規定する電子証明書をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。

（電子情報処理組織による届出の効果等）

第十四条　前条第一項の規定により行われた届出については、書面により行われたものとみなして、この省令の規定を適用する。

2　前条第一項の規定により行われた届出は、その相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該相手方に到達したものとみなす。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

2　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の項中「第二百五十二条の二第七項」の下に「、第二百五十二条の二十一の三第一項及び第六項、第二百五十二条の二十一の四第一項」を加える。

○国土交通省令第六号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第五十一号）及び地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成二十六年政令第二百九十一号）の施行に伴い、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年一月三十日　　国土交通大臣　太田　昭宏

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（道路運送法施行規則の一部改正）

第一条　道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「行政庁」の下に「（以下「権限行政庁」という。）」を加える。

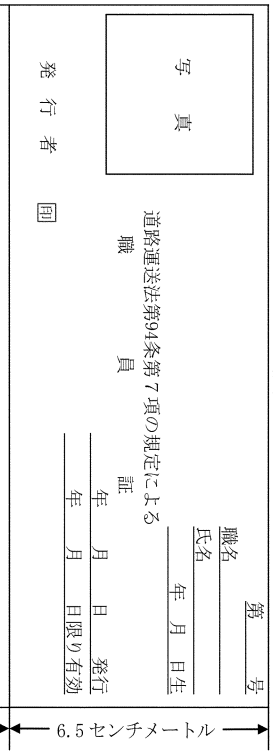
第五十一条の六、第五十一条の十第一項、第五十一条の十一第一項及び第三項並びに第五十一条の十三第二項及び第四項中「国土交通大臣」を「権限行政庁」に改める。

第五十一条の二十七中「運輸支局長」の下に「（主として指定都道府県等（道路運送法施行令第四条第一項の指定都道府県等をいう。）の区域内において自家用有償旅客運送を行う者の場合にあつては、当該指定都道府県等の長）」を加える。

第二号様式を次のように改める。

第２号様式（第63条関係）

（表）



（裏）



（自動車道事業規則の一部改正）

第二条　自動車道事業規則（昭和二十六年運輸省・建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第五号中「地方運輸局長」を「当該命令を発した行政庁」に改める。